

男女共同参画に関する条例の検討に係る意見について

船橋市は、誰もがお互いに人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。(第3次総合計画)

市では、平成13年に男女共同参画計画「f(えふ)プラン」を策定し、現在は第4次計画(計画期間:令和4~8年度)まで進み、これまで、計画に基づき各種の施策を実施しています。

昨今では、男女共同参画に関する条例を制定している地方自治体もある中、船橋市で男女共同参画に関する条例を制定することについて、第6回船橋市男女共同参画推進委員会会議で意見を伺いたいと考えております。また、会議開催前に各委員ご意見について、別紙「意見書」にてご提出をお願いいたします。

なお、以下に男女共同参画に関する条例について、本資料に記載します。

1. 国の状況
2. 千葉県の状況
3. 他市の状況
4. 市民の意識(令和7年度男女共同参画市民アンケート調査結果抜粋)

また、ご意見をいただくにあたって、以下の資料もご参照いただければと思います。

- ・第4次船橋市男女共同参画計画 計画書冊子
- ・第4次船橋市男女共同参画計画 令和6年度事業評価報告書(令和7年11月4日に推進委員会委員の皆様へ郵送しております)
- ・令和7年度男女共同参画市民アンケート報告書及び概要版(今回同封しております)

1. 国の状況

平成11年 男女共同参画社会基本法施行
平成13年 DV防止法施行
平成27年 女性活躍推進法施行
平成30年 政治分野における男女共同参画推進法施行
令和5年 LGBT理解増進法施行
令和6年 困難女性支援法施行

2. 千葉県の状況

令和6年1月 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例施行
(年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重されることを目的)

※千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例の全文は、
本資料のP14～15参照ください。

3. 他市の状況

【県内】 9市制定中（R7.4.1時点）

市名	施行日	条例名
千葉市	平成15年4月1日	千葉市男女共同参画ハーモニータンク条例
佐倉市	平成15年4月1日	佐倉市男女平等参画推進条例
習志野市	平成16年7月1日	習志野市男女共同参画推進条例
市原市	平成17年4月1日	市原市男女共同参画社会づくり条例
我孫子市	平成18年7月1日	我孫子市男女共同参画条例
市川市	平成19年4月1日	市川市男女共同参画社会基本条例
富津市	平成21年4月1日	富津市男女共同参画のまちづくり条例
木更津市	令和5年4月1日	木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例
流山市	令和5年4月1日	流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例

【全国】

全国の市では 815 市中 514 市が制定中で制定率は 63.1%（R6.4.1時点）

※出典：内閣府ホームページ「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」

【最近制定した市区】

市名	施行日	条例名
いちき串木野市 （鹿児島県）	令和7年4月1日	いちき串木野市男女共同参画推進条例
加茂市（新潟県）	令和7年4月1日	加茂市男女共同参画及び多様性を尊重する社会づくり条例
桜井市（奈良県）	令和6年7月1日	桜井市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進条例
品川区（東京都）	令和6年4月1日	品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例
海南市（和歌山県）	令和6年4月1日	海南市男女共同参画推進条例
太田市（群馬県）	令和6年4月1日	太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例
渋川市（群馬県）	令和6年4月1日	渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例
白岡市（埼玉県）	令和5年4月1日	白岡市男女共同参画推進条例
羽生市（埼玉県）	令和5年4月1日	羽生市男女共同参画推進条例
中央区（東京都）	令和5年4月1日	中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例

4. 市民の意識（令和7年度男女共同参画市民アンケート調査結果抜粋）

調査の概要

1 調査の目的

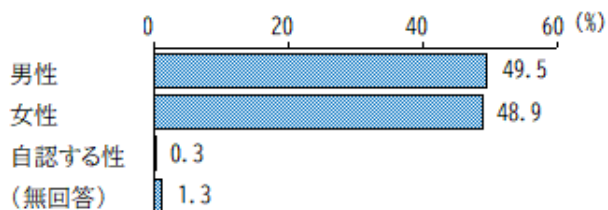
このアンケートは、男女共同参画社会の形成に向けて、広く市民の皆様に男女平等に関する意識やご意見等をお聞きし、今後の船橋市の男女共同参画施策に反映させていくための基礎資料とすることを目的としています。

2 調査の設計・回収結果

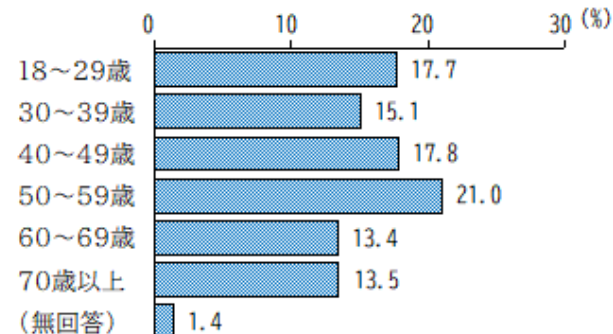
- (1) 調査区域 : 船橋市全域
- (2) 調査対象 : 住民基本台帳に記載されている満18歳以上の個人
- (3) 標本数 : 2,000人
- (4) 抽出方法 : 調査対象から無作為抽出
- (5) 調査方法 : 郵送配布、郵送回収・インターネット回収併用法
- (6) 調査期間 : 令和7年9月10日～9月30日
- (7) 回収数 : 626件(31.3%) [郵送:363件、インターネット:263件]

3 回答者の属性

(1) 性別

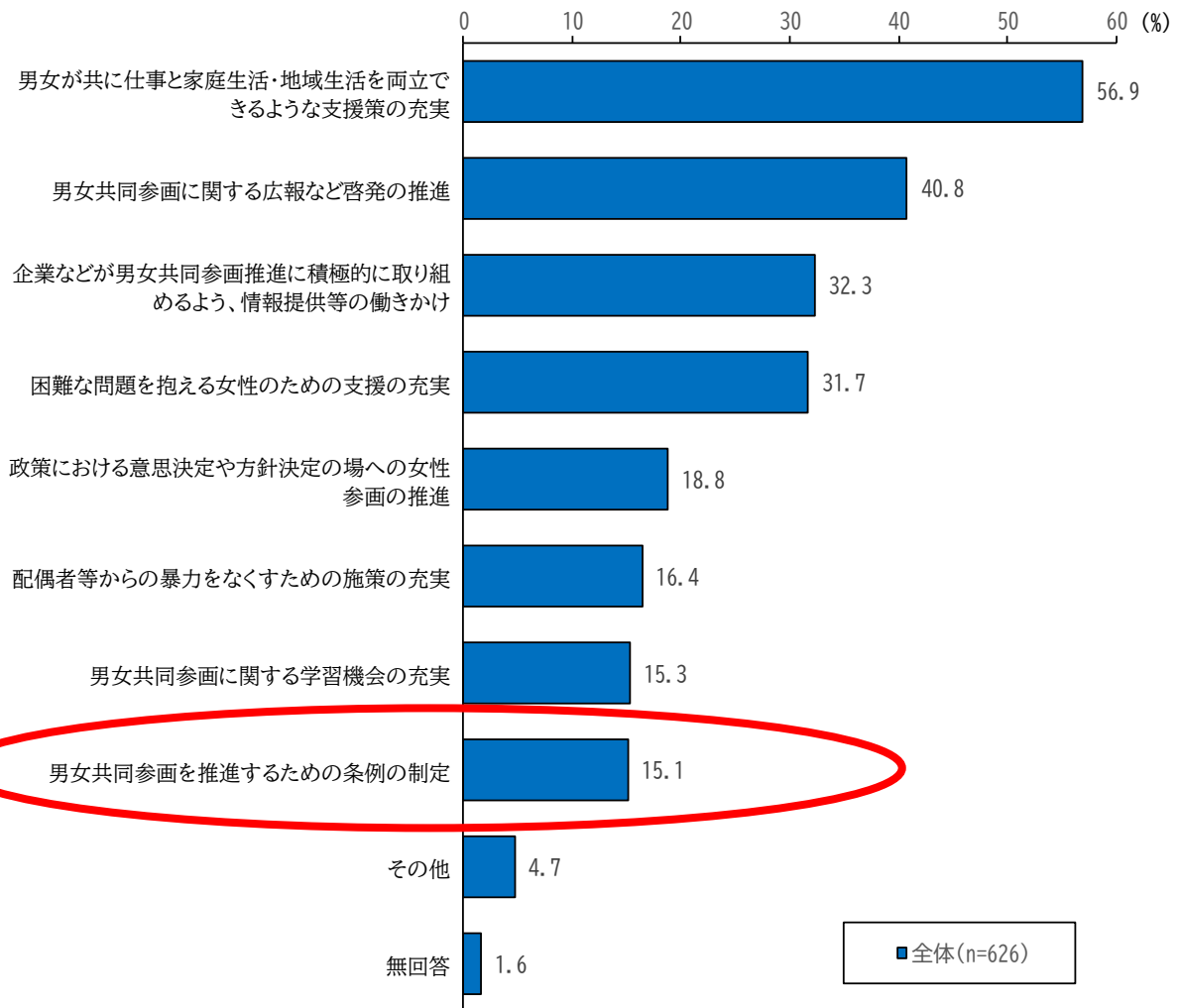


(2) 年齢



男女共同参画社会を実現するために、今後、市が取り組むべきこと

問 23 あなたは、男女共同参画社会を実現するために、今後、市はどのようなことに取り組んでいくべきだと思いますか。（3つまで）



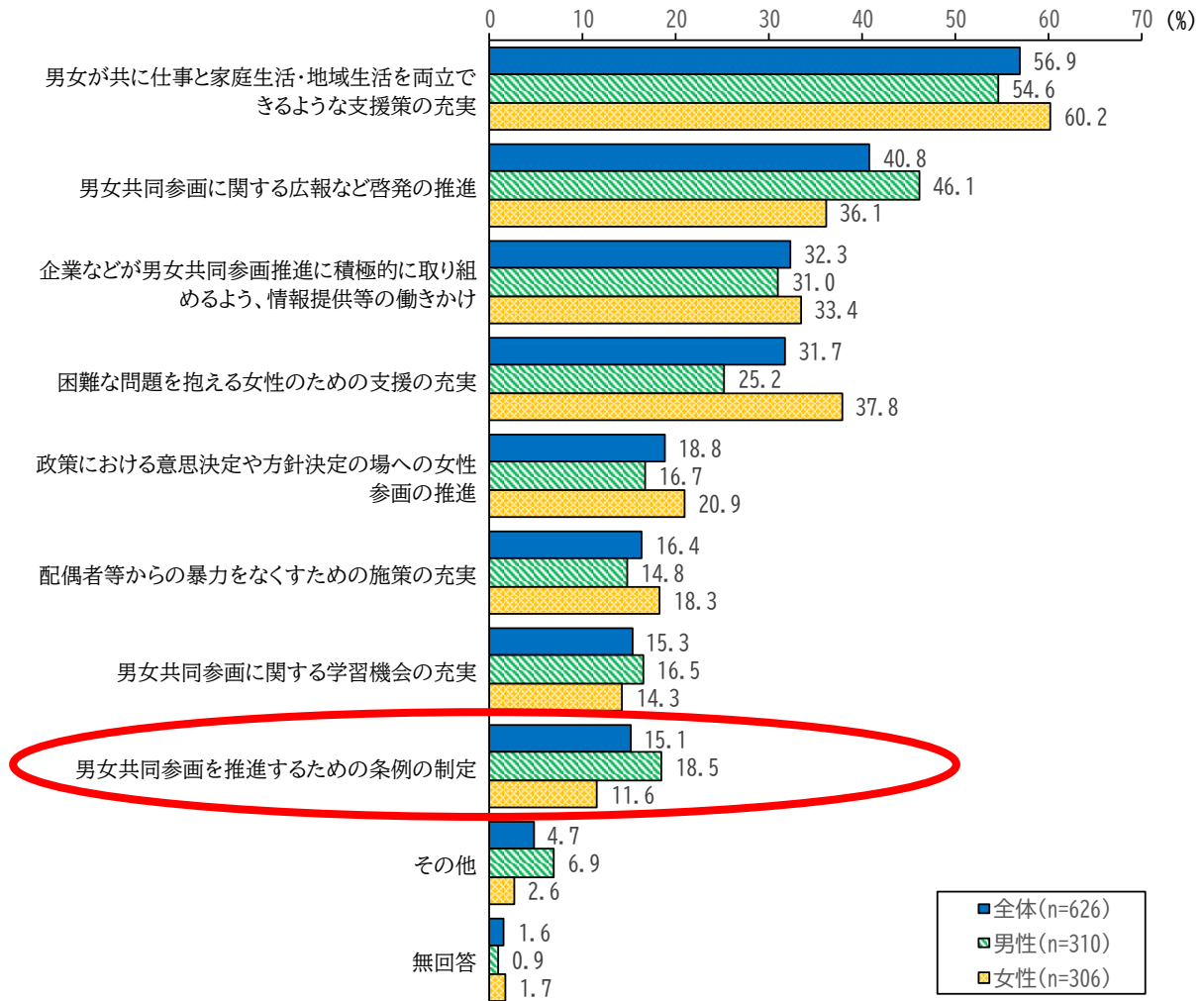
男女共同参画社会を実現するために、今後、市が取り組むべきことを聞いたところ、「男女が共に仕事と家庭生活・地域生活を両立できるような支援策の充実」（56.9%）が最も高く、以下、「男女共同参画に関する広報など啓発の推進」（40.8%）、「企業などが男女共同参画推進に積極的に取り組めるよう、情報提供等の働きかけ」（32.3%）、「困難な問題を抱える女性のための支援の充実」（31.7%）が続いています。

「男女共同参画を推進するための条例の制定」は15.1%でした。

【性別】

性別にみると、「困難な問題を抱える女性のための支援の充実」、「男女が共に仕事と家庭生活・地域生活を両立できるような支援策の充実」は、女性が男性よりも、12.6ポイント、5.6ポイント、それぞれ高くなっています。

一方、「男女共同参画に関する広報など啓発の推進」、「男女共同参画を推進するための条例の制定」は、男性が女性よりも、10.0ポイント、6.9ポイント、それぞれ高くなっています。

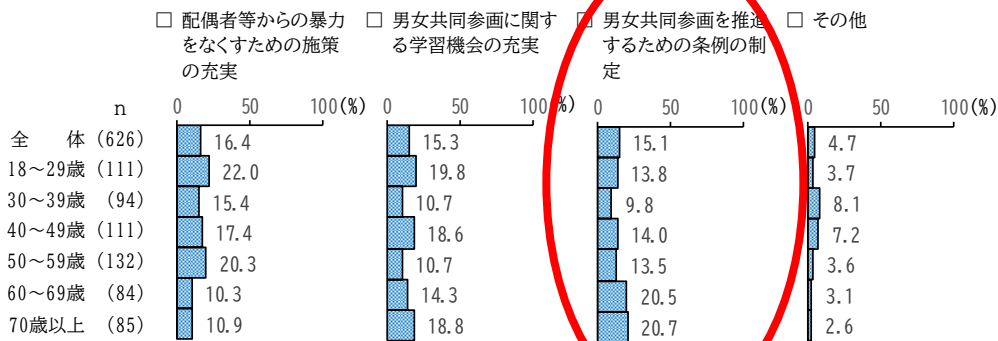
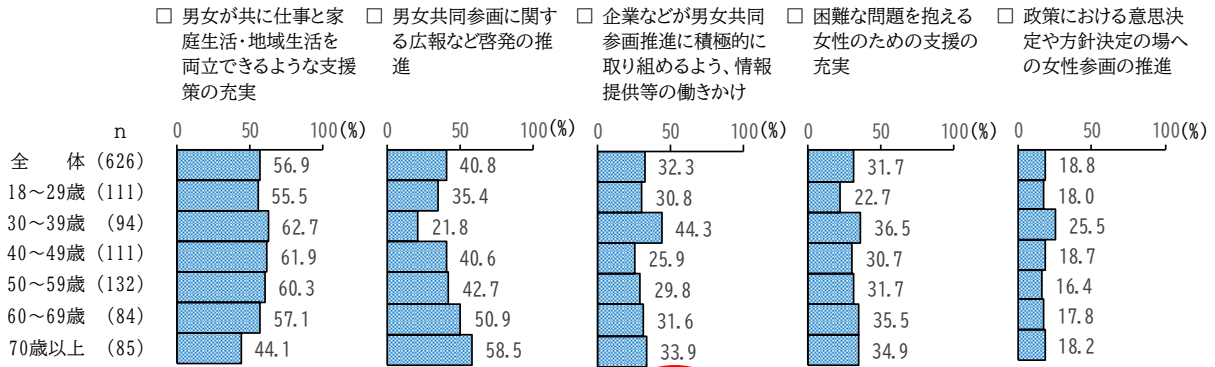


「男女共同参画を推進するための条例の制定」については全体で15.1%、男性は18.5%、女性は11.6%の結果でした。

【年代別】

年代別にみると、「男女共同参画に関する広報など啓発の推進」は、70歳以上（58.5%）が最も高く、以下、60～69歳（50.9%）が続いています。

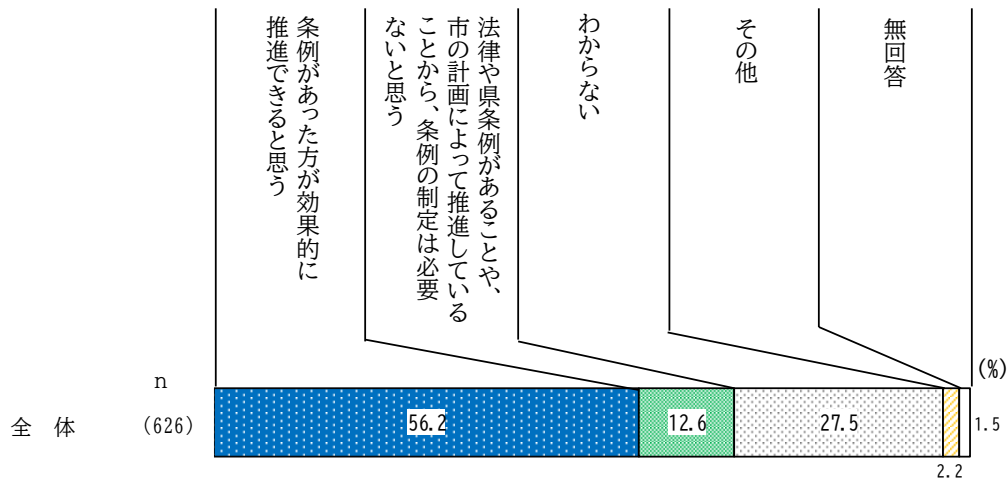
「企業などが男女共同参画推進に積極的に取り組めるよう、情報提供等の働きかけ」は、30～39歳（44.3%）が最も高く、以下、70歳以上（33.9%）が続いています。



「男女共同参画を推進するための条例の制定」については全体で15.1%、70歳以上が最も多く20.7%、次いで60～69歳が20.5%、40～49歳が14.0%、18～29歳が13.8%、50～59歳が13.5%、30～39歳が9.8%の結果でした。

男女共同参画に関する条例制定についての考え

問 24 男女共同参画社会の実現を推進するために、船橋市で男女共同参画に関する条例を制定することについて、あなたの考えに最も近いものは次のうちどれですか。(1つだけ)



男女共同参画に関する条例制定について聞いたところ、「条例があった方が効果的に推進できると思う」(56.2%)は5割台半ばとなっています。一方、「法律や県条例があることや、市の計画によって推進していることから、条例の制定は必要ないと思う」(12.6%)は1割台半ばとなっています。また、「わからない」(27.5%)は2割台半ばとなっています。

なお、「その他」の意見における記述内容は以下のとおりでした。

- これまでの施策の周知徹底を図る。その状況を評価してから条例を考える。(男性、60～69歳)
- 必要ない。(男性、30～39歳)
- 「共同」とあるのに「女性のフォローが多い」と感じる。(男性、40～49歳)
- 必要なし。(男性、50～59歳)
- 条例を意識する人がどのくらいいるのかと思う。罰則などないのであれば制定してもあまり意味がないのでは？(女性、40～49歳)
- そもそもやる必要がない。(女性、40～49歳)
- 条例は必要と思うが、そのことを知る人が多くないと意味がないように思う。(女性、60～69歳)
- 法律や条例にするほどのものとしなくていいものがある。認知拡大のためにはまず情報を発信し理解を深めるところからだと思う。(女性、20～29歳)
- まずは法整備。自治体の問題ではなく国としての問題。(男性、50～59歳)
- ないよりはあった方がよい(男性、60～69歳)
- 全体主義左翼活動家の進める男子共同参画事業に国の総額で9兆円とも言われる多額の税金を使うならその分減税すべき。(男性、60～69歳)

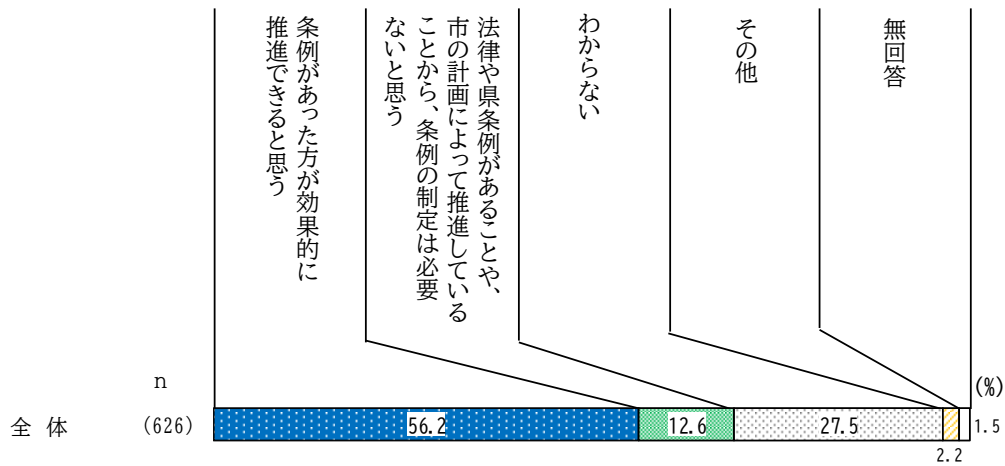
【性別・年代別】

性別にみると、「法律や県条例があることや、市の計画によって推進していることから、条例の制定は必要ないと思う」の割合は、男性が女性よりも 9.0 ポイント高くなっています。

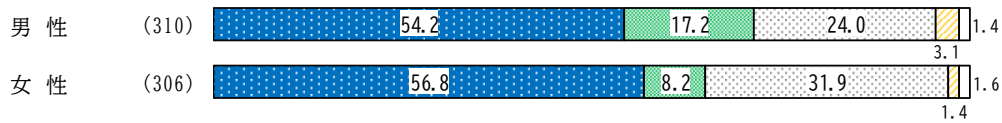
また、「わからない」は女性が男性よりも 7.9 ポイント高くなっています。

年代別にみると、「条例があった方が効果的に推進できると思う」は、40～49 歳(60.6%)が最も高く、以下、50～59 歳(58.3%)が続いています。

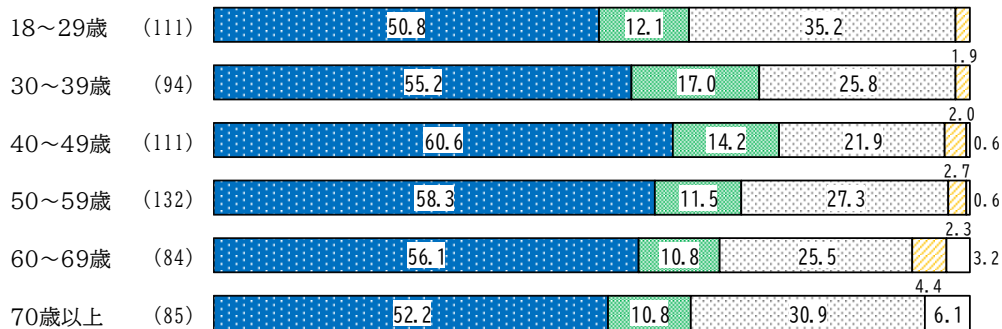
また、「わからない」は 18～29 歳(35.2%)が最も高く、以下、70 歳以上(30.9%)が続いています。



【性別】



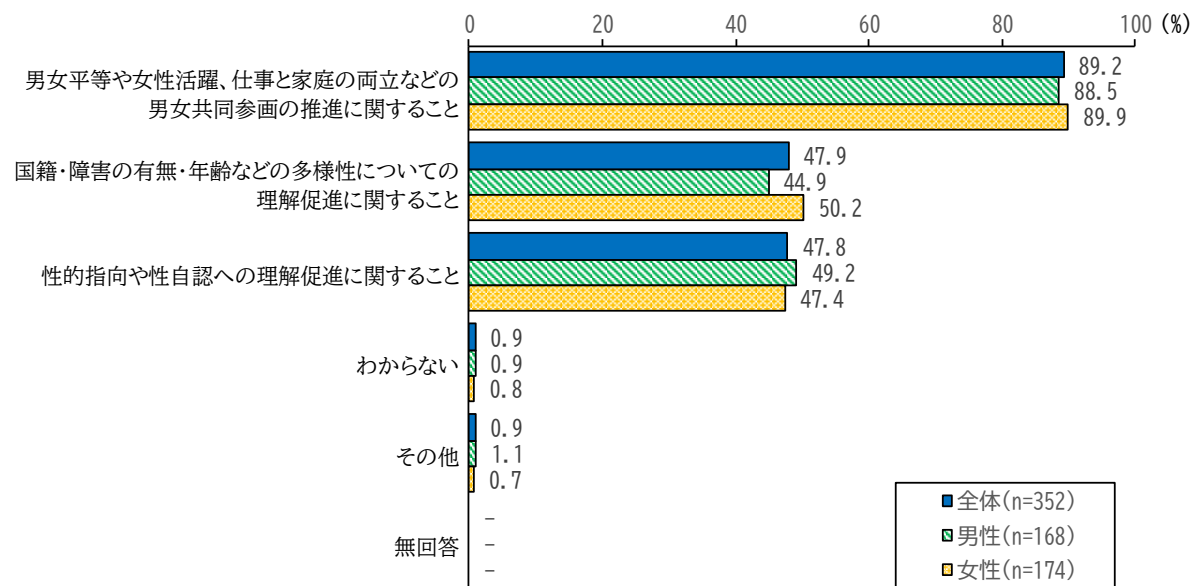
【年代別】



条例に盛り込むべき内容

※問 24 で「1 条例があった方が効果的に推進できると思う」と回答した方へ

問 25 条例に盛り込むべき内容について、どのようなことが必要だと思いますか。(いくつでも)



条例に盛り込むべき内容を聞いたところ、「男女平等や女性活躍、仕事と家庭の両立などの男女共同参画の推進に関する事」(89.2%)が最も高く、以下、「国籍・障害の有無・年齢などの多様性についての理解促進に関する事」(47.9%)、「性的指向や性自認への理解促進に関する事」(47.8%)が続いています。

なお、「その他」の意見における記述内容は以下のとおりでした。

- 本当に困っている人が救われるように。特にずるいことをする人間、中国人等のおいしいとこどりをしようと入国している人達。おそろしい。(女性、70歳以上)
- ただし平等とは外れる過度なものはさける。(男性、30～39歳)
- 障害者を含むべき。(女性、50～59歳)

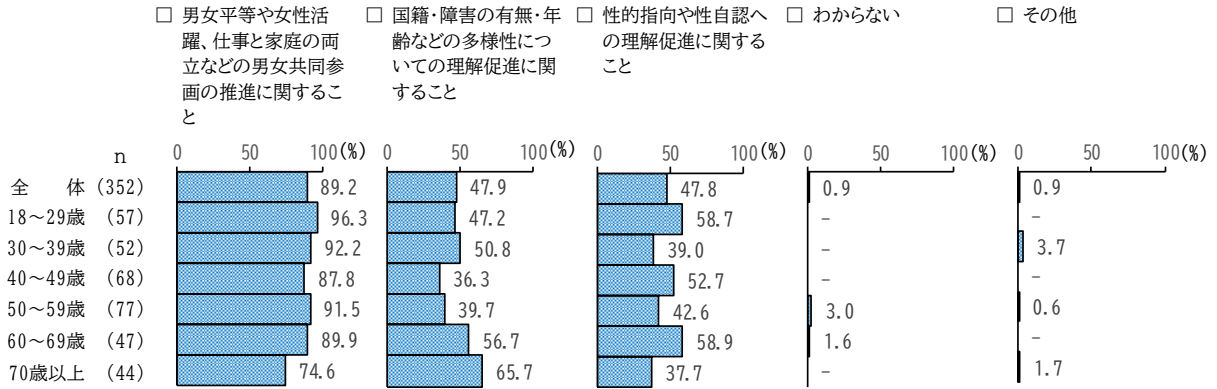
【性別】

性別にみると、「国籍・障害の有無・年齢などの多様性についての理解促進に関する事」は、女性が男性よりも5.3ポイント高くなっています。

【年代別】

年代別にみると、「国籍・障害の有無・年齢などの多様性についての理解促進に関すること」は、70歳以上（65.7%）が最も高く、以下、60～69歳（56.7%）が続いています。

「性的指向や性自認への理解促進に関すること」は、60～69歳（58.9%）が最も高く、以下、18～29歳（58.7%）が続いています。



全体自由記述

問 26. 男女共同参画に関するご意見やご要望などございましたら、ご記入（入力）ください。

131人から延べ173件の回答が寄せられました。

そのうち、男女共同参画に関する条例については12件で、以下のとおりでした。

(5) 男女共同参画に関する条例について

意見	性別	年代
本当に困っている、助けてほしいといった人に役立つ条例等なら良いが、例えばニュースで見るとトイレの共同利用での犯罪などの助長になると意味がないので罰則と関連づけられるものにしてほしい。また、子供のころからの教育がないと意識が育たないので、授業にとり入れる等の施策をしてほしい。	女性	70歳以上
法律、制度等、行政の介入出来るものは、ことごとく変えていく。セミナーや講演は、興味がある人にしか届かないので、現状維持を望む層には影響力が乏しい	女性	60～69歳
日本社会全体が変わろうとしない限り無理。政治家などの国のトップが本気で取りくめばできるはず。条例だけ制定しても、それが広がらない限り、意味がなくなる。社会全体がどんどん見苦しくなっているのを改善しない限り、余裕も生まれてこない。	女性	40～49歳
男女雇用機会均等法は、言葉も意味も、だいたい理解しているが、男女共同参画という言葉は知らなかった。条例の検討も大切だが、もっと周知してほしいと思った。	女性	60～69歳
条例検討だけでなく具体的なアクションとセットでおねがいしたい。私は在宅で正社員だが子育てもしている。そうした方はたくさんいると思うので、特に小学生の子育て支援の充実は考えてほしい(夫の家事育児参画への理解促進、夫の家事・育児レベルアップのためのワークショップの開催など)。	女性	40～49歳
条例を制定するに当たり、議員が関係機関との間に利益が生じることがあってはならない。それを生じさせないために監視する立場の者も必要かもしれない。	男性	30～39歳
条例の制定では、効果が限定されると思う。必要なのは、企業や組織の改善と、子どもの頃からの家庭教育にあると考える。家庭を持った男性がどのような家庭で育ったか、父母の関係性をなぞることが、非常に多く見受けられるので。日本において、潜在的な男尊女卑はいまだ根深い。	女性	50～59歳
条例がある事により、処理がスムーズになるのであれば賛成ですが、曲解され不要な争いになるのは避けたい。	女性	40～49歳
最近性別が細かく分かれているようだが、男女共同参画の企画について取り決めるときは「男・女・該当しない人」くらいの取り決めで十分。多様性を主張する謎のクレームは相手にしなくていい。男・女に当てはまらない方が社会的に不当な扱いを受けるようなことがある場合、行き場がなくならないように相談窓口の設置は必要だと思います。解決策が見つけやすいよう、条例などの法整備も必要だと思います。	女性	50～59歳
今回のアンケートにより、男女共同参画のことを再確認する良いきっかけとなりました。男女が平等に生きていける世の中は素晴らしいと思います。ですがLGBTに関しては疑問があります。また千葉県多様性尊重条例には恐怖を感じます。LGBT理解増進法が成立し、子どもへの教育がどのようになるのか心配していたら、公共放送NHKのジェン	女性	60～69歳

<p>ダー体操というのがSNSで流れてきました。こんな番組を平気で流すのかと思い失望しました。多様性が尊重されることで移民問題も発生しています。変な法律や日本人に疑問を感じさせる条例は要らないと思います。</p>		
<p>行政主導で法律、条例等を等で規制すればするほど硬直化して、自由度がなくなり、抜け穴的対応をする選択をとるものも多くなる点をよくよく考えて推進してください。</p>	男性	40～49 歳
<p>DV などの直接的被害に関してはしっかり条例や法律を作るべきだと思います。男女平等の社会を作る上で、女性が男性への理解を深めることと男性が女性への理解を深めること両方大事だと思います。</p>	女性	18～29 歳

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

令和5年12月26日条例第40号

私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されている。

全ての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある。

現在、人口の減少やグローバル化の進展、技術の革新など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要となる。

加えて、いま千葉県は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の県内開催や、成田国際空港の更なる機能強化、道路ネットワークの整備進展など、多様性を生かせる舞台が整い、活力及び創造性を一層向上させる好機を迎えている。

私たちは、この機を捉え、多様性が尊重され、誰もが活躍することができる千葉県づくりを進めていくことを決意し、ここに千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会（以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。）の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次の各号に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

- 一 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会
- 二 男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会
- 三 障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を發揮して活躍している社会
- 四 国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関し、県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県と市町村との連携)

第四条 県は、市町村がその地域の特性に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第六条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する